

近時、日本国内においてセクハラが深刻な社会問題として大きくクローズアップされ、国外では被害者を告発する「#ME TOO」運動が広がっています。

しかし、我が国では、いまだにセクハラそのものを明確に禁止する法律はなく、救済手段としての裁判は、被害回復のために十分に機能しているとは言い難いのが実情です。重大な人権侵害であり女性差別であるセクハラを無くすため、また被害者を救済するために、何ができ、何が必要なのか。国際的なスタンダードや、日本の司法の中で闘い、つながり合い声を上げ始めた女性達の取組などを、それぞれの立場からお話しいたします。

登壇者紹介

しん へほん 申 恵 丰氏 (基調講演・パネルディスカッション)



1966年東京生まれ。青山学院大学法学部教授(国際法・国際人権法)。ジュネーブ国際高等研究所修士課程、東京大学法学部政治学研究科博士課程修了。主著に『人権条約上の国家の義務』(日本評論社、1999年)、『人権条約の現代的展開』(信山社、2009年)、『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調[第2版]』(信山社、2016年)など。現在、国際人権法学会理事長。

はやし よしこ 林 美子氏 (パネルディスカッション)



ジャーナリスト。1985年朝日新聞入社、経済部、特別報道部などを経て2016年退職。現在は労働やジェンダーの分野で取材し、雑誌などに執筆している。2017年、お茶の水女子大学博士前期課程(ジェンダー社会科学専攻)入学。財務省事務次官による女性記者へのセクシュアル・ハラスメント事件を機に2018年5月、「メディアで働く女性ネットワーク」を設立し、代表世話人就任。

つのだ ゆきこ 角田 由紀子 (パネルディスカッション)



1975年弁護士登録。第二東京弁護士会所属。2004年4月から2013年3月まで明治大学法科大学院教授。1986年から現在まで、東京強姦救援センターの法律アドバイザーを務め、2001年からはNPO法人「女性の安全と健康のための支援教育センター」で代表理事を務めている。主な著書に『性の法律学』(有斐閣選書、1991年)、『性差別と暴力 続・性の法律学』(有斐閣選書、2001年)、『性と法律 変わったこと、変えたいこと』(岩波新書、2013年)など。



◆会場へのアクセス

地下鉄千代田線・日比谷線・丸ノ内線「霞ヶ関駅」
B1-b出口直結
JR山手線「有楽町駅」より徒歩15分

◆本シンポジウムへの参加について

事前申込み、参加費は不要です。
どなたでも御参加いただけます。

◆問合せ先：日本弁護士連合会 人権部 人権第二課
TEL：03-3580-9968/FAX：03-3580-2896

※当連合会では、本シンポジウムの内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会や共催団体等のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。また、報道機関による取材が入った場合は、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影されたくない参加者の方は担当者に申し出てください。